

海外在留邦人等の新型コロナウイルスワクチン接種後 健康被害救済事業実施要綱

第1 目 的

新型コロナウイルスワクチンについて、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく臨時接種を受けることのできない一時帰国中の海外在留邦人等（海外在留邦人、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者をいう。）に対する接種を実施する「海外在留邦人等の一時帰国時の新型コロナウイルスワクチン接種事業」（以下、「海外在留邦人等向けワクチン接種事業」という。）により接種後に健康被害を生じた者に対する救済給付を実施することを目的とする。

第2 対 象 者

この事業の対象者は、海外在留邦人等向けワクチン接種事業により新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた者であって、接種後に疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した者のうち、当該疾病、障害又は死亡が当該接種を受けたことによるものであることについて、厚生労働省が別途定める検討会（以下「検討会」という。）の意見を聴いて厚生労働大臣が認定した者とする。

第3 実 施 方 法

- 1 この事業は、海外在留邦人等向けワクチン接種事業により新型コロナウイルスワクチンを接種したことにより、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、日本国内で申請する場合は厚生労働省、日本国外で申請する場合はその者の居住地を管轄する在外公館に対して申請をすることにより行うものとする。
- 2 在外公館が申請を受けた場合は、申請書類及び認定の審査に必要な資料が不足していないことを確認した上で、厚生労働省に送付する。
- 3 厚生労働省は、医学の専門家等により構成される検討会を設置し、当該検討会の意見を聴いた厚生労働大臣が、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた者の疾病、障害又は死亡が当該接種を受けたことによるものであると認定したときは、第4の規定に定めるところにより給付を行うものとする。

第4 給 付

1 給付区分及び対象

この事業により対象者に対して行う給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行うものとする。

一 医療費及び医療手当

海外在留邦人等向けワクチン接種事業による疾病について医療を受ける者

(病院又は診療所への入院を要すると認められる者に限る。)

二 障害年金、障害児養育年金

海外在留邦人等向けワクチン接種事業により一定の障害の状態にある 18 歳以上の者又は 18 歳未満の者を養育する者

三 遺族年金

海外在留邦人等向けワクチン接種事業により死亡した者が生計維持者の場合の遺族

四 遺族一時金

海外在留邦人等向けワクチン接種事業により死亡した者が生計維持者でない場合の遺族

五 葬祭料

海外在留邦人等向けワクチン接種事業により死亡した者の葬祭を行う者

2 給付額

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）における救済給付による給付額と同程度の額を支給するものとする。

第 5 秘密保持

この事業に従事する者は、対象者となるために申請し、又は既に対象者となっている者の氏名等これらの者の秘密に属することが外部に漏れないよう厳に注意を払わなければならないものとする。

第 6 実施細則への委任

各項に規定するもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、海外在留邦人等の新型コロナウイルスワクチン接種事業実施細則で定める。

附 則

この実施要綱は、令和 3 年 7 月 2 日から適用する。